税の申告が始まります

所得税の確定申告、町道民税の申告の時期が近づいてきました。必要書類などをご用意のうえ、期日までに正しく忘れず申告しましょう。

申告期間　**2月16日(木)～3月15日(水)**

①申告が必要なのはどんな人？

その１　所得税の確定申告が必要な方

◆事業を営む方で、所得金額が所得控除の合計額よりも多い方
◆給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える方
◆給与を2カ所以上から受け、年末調整をされなかった給与の収入額と、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える方
◆年金受給者で源泉徴収税を納付している方

注）公的年金などの収入金額が400万円以下であり、公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、確定申告は必要ありません。

その２　町道民税の申告が必要な方

◆所得税の申告を必要としない方で給与・事業・不動産などの収入がある方（給与のみで年末調整済みの方を除く）
◆国民健康保険に加入している方

注）収入のない方、または少ない方でも、申告がなければ、国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置の対象になりません。

②どうやって申請するの？

その１　パソコン・スマホで申告

国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、税額が自動計算され、確定申告書を自宅で簡単に作成することができます。

＼ネットでサクッと申請／

国税庁ホームページ

その２　申告会場で申告・相談

申告会場を次ページの日程で開設します。申告内容は個人によって異なりますので、申告の仕方や書類など、ご不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。

【岩見沢税務署】
☎0126-22-0810
【町税務課課税グループ】
☎73-7505

申告会場スケジュール

※時間に余裕をもってお越しください。

【平日受付】

日　程	時　間	場　所
2月16日(木)～3月15日(水)	8：30～12：00 13：00～17：15	役場1階税務課⑧番窓口 ☎73-7505
3月2日(木)	9：00～13：00	南部公民館 ☎75-2111
3月3日(金)	9：00～13：00	農村環境改善センター ☎72-6040

【休日受付】

日　程	時　間	場　所
2月26日(日)	8：30～12：00	役場1階税務課⑧番窓口

！ 下記の内容にご注意ください

※コロナ禍による受付期間の延長は未定です。

※事業所得、不動産所得、譲渡所得のある方は、岩見沢税務署へご相談ください。

※3月2日(木)・3日(金)は出張申告のため、税務課窓口職員が少なく非常に混雑します。

③申告に必要な持ち物は？

＜マイナンバーカードをお持ちの方＞
○マイナンバーカード
＜マイナンバーカードをお持ちでない方＞
○通知カードおよび身元確認書類
（運転免許証、パスポート、保険証などのうちから1つ）

＼ **マイナンバーカードでネット申請可！窓口受付の場合でもスムーズに手続きできます。** ／

□収入の分かる書類（給与・年金のある方は源泉徴収票）
□本人名義の銀行などの口座番号が分かるもの（税金が還付になる方）
□所得控除を受ける方は次の書類
＜生命保険料、地震保険料＞
各種控除証明書
＜医療費控除＞
医療費の明細書、セルフメディケーション税制の明細書（どちらの用紙も税務課に備え置き）
注）どちらも事前に作成してください。
＜社会保険料控除＞
社会保険任意継続保険料、国民年金保険料（控除証明書の添付が必要）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書または証明書
＜住宅借入金等特別控除＞
登記全部事項証明書、売買契約書または請負契約書、住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書など
注）詳細は4ページの税に関する相談・問い合わせ先にご相談ください。
＜障害者控除＞
障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書などの確認ができるもの
注）介護保険の要介護認定（要支援は除く）を受けている65歳以上の方は、障害者手帳などの交付を受けていない場合でも「障害者控除対象者認定書」の交付により、障害者控除の対象となります。